

# 平成 1 6 年 7 月の災害等に関する補足説明資料

平成 1 6 年 9 月 1 3 日

国土交通省河川局

# 災害対策の体系

## 人命救助・施設被害防止

対策全般 災害対策基本法

### 災害予防(災害や分野ごとに規定)

河川法、砂防法、地すべり等防止法  
地震防災対策特別措置法  
活動火山対策特別措置法 等

### 災害応急対策

(活動主体や分野ごとに規定)

水防法、消防法、自衛隊法、警察法  
等

### 災害復旧事業

公共土木施設復旧事業費国庫負担法  
農水施設災害復旧事業費国庫補助法  
激甚災害法 等

## 被災者の生活支援

### 事前対策

損害保険への加入

### 災害直後の支援(物的支援等)

災害救助法  
(炊き出し・避難所設置・仮設住宅建設等)  
感染症予防法による消毒等  
廃棄物処理法によるゴミ処理等

### 生活再建対策(金銭支援等)

被災者生活再建支援法による金銭支給  
災害弔慰金支給法による弔慰金支給等  
災害減免法による所得税減免  
地方税法による税の減免  
住宅金融公庫による災害復興住宅融資  
義援金の支給等

## 被災直後の支援(物的支援)

### 災害救助法(都道府県による住民への物的支援)

#### 適用対象

全壊世帯数が一定数以上の市町村(知事が指定)

人口5,000人未満:30世帯

人口300,000人以上:150世帯

(半壊は1/2世帯、床上浸水は1/3世帯として計算)

#### 費用分担

原則は国1/2、都道府県1/2  
(地方税収入により、国庫負担増)

#### 対象項目

- ・被災者の救出
- ・炊き出し等による飲食物の供与
- ・衣服、寝具その他の生活必需品の貸与
- ・医療、出産、埋葬
- ・避難所の設置、仮設住宅の建設
- ・住宅応急修理(窓の板張り、屋根のシート等の最低限のもの)
- ・住居又はその周辺の土石等障害物の除去
- ・学用品の給与

### 感染症予防法(都道府県が市町村に指示して市町村が実施)

#### 感染症の蔓延防止のため、浸水地域等を消毒(市町村が費用負担)

- ・消毒のため、消石灰、クレゾール液等を住民へ配布  
(一人暮らし高齢者世帯については、市町村が直接消毒)

## 廃棄物処理

	宅地外への排出	宅地外からの運搬・処理
家屋・宅地内の泥	被災者 ボランティア 自衛隊 等	市町村 (廃棄物処理法) (都市災害復旧事業) 費用分担 国1/2、市町村1/2
家具・電化製品等 の粗大ゴミ		市町村 (廃棄物処理法) 費用分担 国1/2、市町村1/2
倒壊家屋等の ガレキ	市町村 (原則は被災者だが実態 は市町村が処理)	市町村 (廃棄物処理法) 費用分担 国1/2、市町村1/2
被災自動車	被災者 (被災者自身が自動車保険等で費用負担。ただし、エコノミー車両保険では水害が保険対象外の場合がある)	

## 生活再建対策(金銭支援)

**適用条件:** 災害救助法適用災害

全壊世帯数が10世帯以上の市町村

全壊世帯数が5～9世帯の市町村(「災害弔慰金支給法」のみ)

<p><b>被災者生活 再建支援法</b> (全壊・大規模半壊世帯)</p>	<p>最高300万円を支給(年収条件等あり) <b>&lt;支給対象&gt;</b> 物品購入費、医療費、移転費等(最高100万円) 住宅解体・撤去、住宅家賃等(最高200万円)</p>		<p>費用分担 国1/2 都道府県1/2</p>
<p><b>災害弔慰金の支給等 に関する法律</b></p>	<p>災害弔慰金 (死亡した場合)</p>	<p>生計維持者: 500万円支給 その他の者: 250万円支給</p>	<p>費用分担 国1/2 都道府県1/4 市町村1/4</p>
	<p>災害障害見舞金 (重度障害)</p>	<p>生計維持者: 250万円支給 その他の者: 125万円支給</p>	<p>費用分担 国2/3 都道府県1/3</p>
	<p>災害援護資金 の貸付</p>	<p>最高350万円を10年間貸付 (年収条件等あり) (最初3年は無利子、その後は年3%)</p>	<p>費用分担 国2/3 都道府県1/3</p>

## 住宅支援・保険・税・義援金

### 公営住宅の斡旋

- ・地方自治法の「行政財産の目的外使用」によって空家に入居可
- ・入居者資格を満たす場合は、「特定入居」として公募によらず入居可

### 災害復興住宅融資(住宅金融公庫)

- ・被災者に対し通常金利3.00%を2.10% (7/16現在)として最大2,750万円を融資  
(建設・購入の場合の融資条件:住宅に5割以上の被害)

### 保険

- ・水災にも対応した火災保険、自動車保険等の損害保険(新潟・福井豪雨合計で火災保険10,000件130億円、自動車保険9,400件74億円を支払い)

### 税

- ・災害減免法により、住宅・家財の5割以上の損失で所得税減免
- ・地方税法により、条例で定めるところにより住民税・固定資産税の減免

### 義援金の配布(赤十字等で収集し、県の義援金配分委員会で配分)

- 新潟豪雨: 死者、住宅全壊世帯に200,000円
- 福井豪雨: 全半壊・損壊・床上浸水の世帯に100,000円
- 東海豪雨: 死者に200,000円、重傷、全壊世帯に100,000円

## 各種被災者生活再建支援制度

### 1. 災害救助(厚生労働省所管)

(1)根拠法:災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)

(2)対象災害(令1条)

○全壊世帯数が以下の数以上の市町村(特別区及び政令市の区を含む。)

市町村人口5,000人未満	30
市町村人口5,000人以上15,000人未満	40
市町村人口15,000人以上30,000人未満	50
市町村人口30,000人以上50,000人未満	60
市町村人口50,000人以上100,000人未満	80
市町村人口100,000人以上300,000人未満	100
市町村人口300,000人以上	150

(半壊は1/2世帯、床上浸水は1/3世帯として計算する。)

○全壊世帯数が以下の数以上の都道府県内では、上表の全壊世帯最低数値は半分とする

都道府県人口100万人未満	1,000
都道府県人口100万人以上200万人未満	1,500
都道府県人口200万人以上300万人未満	2,000
都道府県人口300万人以上	2,500

○多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた災害

(3)救助の種類(法23条)

- ① 收容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
- ② 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 災害にかかった者の救出
- ⑥ 災害にかかった住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(4)費用分担(法36条)

国1/2～9/10、都道府県1/2～1/10 (地方税収入によって比率は異なる)

## 災害救助法適用状況(平成13年度～)

災 害 名	都道府県	法適用日	法 適 用 市 町 村
【平成13年度】 ○9月6日の大雨	高知県	9月 6日	土佐清水市、幡多郡大月町
○台風16号	沖縄県	9月 8日 9月11日	沖縄市 渡名喜村
計	2県		4市町(2市1町1村)
【平成14年度】 ○台風6号	岐阜県	7月10日	大垣市
	岩手県	7月11日	東山町
計	2県		2市町(1市1町)
【平成15年度】 ○7月梅雨前線豪雨	福岡県	7月19日	飯塚市、穂波町、福岡市、太宰府市、志免町
	熊本県	7月20日	水俣市
○宮城県北部地震	宮城県	7月26日	南郷町、矢本町、鳴瀬町、河南町、鹿島台町
○台風10号	北海道	8月 9日	平取町、門別町、新冠町
計	4道県		14市町(4市10町)
【平成16年度】 ○7月梅雨前線豪雨	新潟県	7月13日	三条市、見附市、栃尾市、三島町、和島村 長岡市、中之島町
	福井県	7月18日	福井市、鯖江市、今立町、美山町、池田町
○台風10号	徳島県	7月31日	上那賀町、木沢村
○台風15号	高知県	8月17日	大川村
	愛媛県	8月17日	新居浜市
○台風16号	香川県	8月30日	高松市、丸亀市、さぬき市、東かがわ市、 庵治町、直島町、多度津町、坂出市、 観音寺市、内海町、土庄町、牟礼町、詫間町
	宮崎県	8月30日	高岡町、椎葉村
	愛媛県	8月30日	大洲市
	岡山県	8月30日	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、日生町、 牛窓町、邑久町、寄島町、備前市
○台風18号	広島県	9月 7日	呉市、倉橋町
計	9県(延10県)		43市町村(20市19町4村)

※厚生労働省資料(平成15年度分まで)及び発表資料(平成16年度)をもとに国土交通省で作成



## 2. 災害弔慰金・障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付(厚生労働省所管)

### 2-1 災害弔慰金・災害障害見舞金

(1)根拠法:災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年9月18日法律第82号)

(2)対象災害(令1条)

- 災害救助法適用市町村を含む都道府県
- 全壊5世帯以上の市町村を3以上含む都道府県
- 全壊5世帯以上の市町村
- 上記と同等の災害

(3)支給金額(法3条、法8条)

- 災害弔慰金(死亡した場合) 生計維持者500万円、その他の者250万円
- 災害障害見舞金(重度障害の場合) 生計維持者250万円、その他の者125万円

(4)費用分担(法7条)

- 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

### 2-2 災害援護資金

(1)根拠法:災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年9月18日法律第82号)

(2)対象災害(令10条)

- 災害救助法適用市町村

(3)支給金額(法10条)

- 災害援護資金

貸付額:最高350万円(貸付期間10年)

金利:最初3年は無利子、その後は年3%

所得制限:430万円(2人世帯)、620万円(3人世帯)、730万円(4人世帯)  
1,270万円(住宅が全壊した世帯)

(4)費用分担(法11条、法12条)

- 国2/3、都道府県1/3
- 国は都道府県に無利子で貸付
- 都道府県は市町村に無利子で貸付

### 3. 被災者生活再建支援金の支給(内閣府所管)

(1)根拠法:被災者生活再建支援法(平成10年5月22日法律第66号)

(2)対象災害(令1条)

- 災害救助法適用市町村
- 全壊10世帯以上の市町村
- 全壊10世帯以上の市町村に隣接する全壊5世帯以上の市町村
- 上記と同等の災害

(3)対象世帯(令2条)

- 全壊又は解体せざるを得ない半壊世帯
- 大規模半壊世帯(「支給項目②」のみが対象で最高100万円)

(4)支給金額(令3条)

- 支給項目① 最高100万円
  - ・生活必需品の購入費又は修理費
  - ・災害による傷病の医療費
  - ・引越費用及び引越交通費
  - ・住宅を賃貸する際の礼金
- 支給項目② 最高200万円
  - ・賃貸住宅の家賃
  - ・住宅の解体・撤去・整地費用
  - ・住宅の建設・購入のための借入金の利息
  - ・ローン保証料等の諸経費
- 年収500万円以上では最高額が1/2
- 単身者は最高額が3/4

(5)費用分担(法18条)

- 国1/2、都道府県1/2

(6)年収等の条件(法3条)

- 500万円未満
- 500～700万円(45歳以上又は要援護世帯のみ)
- 700～800万円(60歳以上又は要援護世帯のみ)

(参考)

東海豪雨時は、法改正前なので1世帯当たり最高100万円であり、18世帯に計1,347万円を支給

## 被災者生活再建支援制度に係る支援金の支給について

(平成16年7月30日現在)

年	法適用年月日	対象災害	対象都道府県名	市町村名	支援金の支給状況	
					既支給世帯数	支援金支給額(千円)
H11	6/29	6月末豪雨災害※	広島県	全県適用	65	53,685
	9/24	台風18号災害※	熊本県	全県適用	106	80,375
			山口県	下関市、宇部市、山口市、防府市、小野田市、大島町、秋穂町、阿知須町、山陽町	83	61,571
			愛知県	豊橋市	37	28,545
			福岡県	北九州市	12	6,857
	合 計				238	177,349
10/28	10月末豪雨災害※	岩手県	軽米町	21	17,600	
H12	3/31	有珠山噴火災害※	北海道	全道適用	262	213,549
	6/26	三宅島噴火災害	東京都	三宅村	1,484	1,177,888
	9/11	東海地方豪雨災害※	愛知県	名古屋市、半田市、東海市、大府市、豊明市、阿久比町、東浦町、美浜町、稲武町	9	6,212
			岐阜県	上矢作町	9	7,261
			合 計		18	13,472
	10/6	鳥取県西部地震※	鳥取県	全県適用	366	280,971
島根県			安来市、伯太町	20	17,278	
合 計			386	298,249		
H13	3/24	芸予地震※	広島県	呉市	52	42,508
	9/6 9/8・11	台風16号等豪雨※	高知県	土佐清水市、大月町	30	24,252
			沖縄県	沖縄市、渡名喜村	10	6,665
			合 計		40	30,916
H14	7/10	台風6号豪雨※	岐阜県	大垣市	0	0
	岩手県		釜石市、東山町	0	0	
	合 計		0	0		
H15	7/18	7月梅雨前線豪雨	福岡県	福岡市	0	0
				飯塚市	1	699
				太宰府市	9	6,150
				志免町	0	0
				穂波町	4	3,532
			小 計		14	10,381
	7/20	熊本県	水俣市	3	1,728	
	合 計		17	12,109		
7/26	宮城県北部を震源とする地震	宮城県	全県適用	312	223,343	
9/26	十勝沖地震	北海道	全道適用	55	27,380	
制度開始時からの総合計					2,950	2,288,048

※平成16年度「6月佐賀県突風災害」7月新潟県豪雨災害」7月福井県豪雨災害」については現在、被害状況調査中のため表には計上していない

(注)対象災害中※印は申請期間の終了した災害を示す

(注)千円未満を四捨五入した数値である